

議案第13号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「33,244円」を「34,950円」に改め、同項第3号中「43,217円」を「45,435円」に改め、同項第4号中「49,866円」を「52,425円」に改め、同項第5号中「59,839円」を「62,910円」に改め、同項第6号中「66,487円」を「69,900円」に改め、同項第7号中「76,460円」を「80,385円」に改め、同号ア中「合計所得金額をいい」を「合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）をいい」に改め、同項第8号中「83,109円」を「87,375円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、

同項第9号中「99,731円」を「104,850円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に、「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「106,380円」を「111,840円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第11号中「113,028円」を「118,830円」に改め、同項第12号中「126,326円」を「132,810円」に改め、同項第13号中「139,623円」を「146,790円」に改め、同項第14号中「152,921円」を「160,770円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,920円」を「31,455円」に改める。

附則第33項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度における普通徴収の方法によって徴収する平成30年度分の保険料について、川崎市介護保険条例第9条の規定により算定を行う場合の合計所得金額は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めること等のため、この条例を制定するものである。